

平成 22 年 10 月 27 日

## 「議員定数条例」に対する見解

公明党大阪府議会議員団

我が党は、議会改革における定数削減については、かねてから取り組みを行ってきており大いに賛成であります。今回の改正案の提出は、あまりにも唐突であり、何よりも一票の格差が拡大されるなど、制度の改悪となる内容でありますので、以下の 5 点について指摘し、我が会派の見解を申し上げます。

1. 昨年 9 月定例会において議員定数条例が、今回の提案者である維新の会の議員も賛成して改正されました。今回、新たな改正案の提出にいたる「変更すべき客観的な事情」が明らかではありません。

2. これまで定数改正にあたっては、府民の皆様への周知期間をおおむね 1 年として審議を行ってきました。しかし、今回の提案はこうした府民の皆様への周知ということを全く配慮されていません。

3. 今回の改正案は、東京都を例に 10 万人に議員 1 人の基準で定数を算出したとのことですが、選挙区をそのままにして機械的に割り振るという乱暴な方法のため、1 票の格差が現行の 2.29 倍から 3 倍に拡大するとともに、1 人区が 33 選挙区から 48 選挙区に増えることで死票も増大します。これは、府民の意思を府政に反映させるという責務を放棄するものであります。

4. 大阪府政の広域性とスリムで効率的な議会運営の視点から、当然議会も定数改善に取り組むべきであります。そしてその際には、新たな自治制度のあり方について法改正も視野に入れた検討が始まった今こそ、整合性のある選挙制度を議論すべきであります。

5. 府政の広域性、民意の反映、スリムな議会という課題を解決するため、例えば衆議院 19 小選挙区を選挙区として、4 ないし 5 の定数を割り振れば、東京都以上にスリムで、1 票の格差も最大 1.15 倍程度の定数 87 という制度も可能な試算ができます。

ただし、大幅な定数削減は、政治に参加するという府民の重要な権利を制約するものであり、府民の意見を聴き、納得していただける制度となるよう慎重な審議が必要と考えます。

## 公明党大阪府議会議員団試案

	人口 (H22年4月)	定数	議員一人当たり人口	議員一人あたり人口比較
1区	503,712	5	100,742.4	1.0549
2区	440,541	4	110,135.3	1.1533
3区	482,821	5	96,564.2	1.0112
4区	520,308	5	104,061.6	1.0897
5区	511,687	5	102,337.4	1.0716
6区	478,019	5	95,603.8	1.0011
7区	437,550	4	109,387.5	1.1455
8区	387,496	4	96,874.0	1.0144
9区	541,978	5	108,395.6	1.1351
10区	382,686	4	95,671.5	1.0018
11区	484,206	5	96,841.2	1.0141
12区	420,448	4	105,112.0	1.1007
13区	504,526	5	100,905.2	1.0567
14区	528,386	5	105,677.2	1.1066
15区	491,353	5	98,270.6	1.0291
16区	388,577	4	97,144.3	1.0173
17区	410,978	4	102,744.5	1.0759
18区	535,702	5	107,140.4	1.1219
19区	381,981	4	95,495.3	1.0000
	8,832,955	87	101,528.2	